

2月16日
～
3月15日
(土・日曜日を除く)

住民税・所得税の 申告期間です



市民税・県民税(住民税)と所得税の申告受付を、2月16日(木)から3月15日(水)まで行います。申告が必要な方は、1年間(平成28年1月1日～12月31日)の所得状況について申告してください。

◎住民税申告について

平成29年1月1日現在、鹿嶋市に住民登録のある方は、原則として住民税申告が必要です。

この申告は、平成29年度の住民税を算定するための基礎資料となるほか、国民健康保険税、介護保険料などの計算や、児童手当、マル福(医療福祉費)などの給付の基礎資料にもなりますので、必ず申告期間内に申告を済ませてください。

所得税申告(確定申告)が必要ない方

○年金所得者の申告手続きの簡素化

公的年金等(国内源泉徴収対象)の収入金額が400万円以下

で、公的年金所得以外の所得が20万円以下である方は、所得税の確定申告は必要ありません(還付申告はできません)。

ただし、住民税申告は必要です。
○非課税所得のみの方や収入のない方

障害年金、遺族年金などの非課税所得のみを受給している方や平成28年中に収入がない方は、申告義務はありません。

ただし、課税(所得)証明書の発行または国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減措置や児童手当、マル福などの給付など、行政サービスを利用する場合は、住民税申告が必要です。

住民税申告が必要ない方

① 税務署に所得税の確定申告書を提出する方

② 平成29年1月1日現在、給与の支払いを受けている方で、一つの勤務先から鹿嶋市へ給与支払報告書の提出があり、前年中に給与所得以外の所得

がなかった方(不明な場合は勤務先にご確認ください)

③ 平成29年1月1日現在、公的年金等の支払いを受けている方で、日本年金機構など年金保険者から鹿嶋市へ公的年金等支払報告書の提出があり、前年中に公的年金等所得以外の所得がなかった方

④ 同一世帯の方の申告書・給与支払報告書などに配偶者または扶養親族として記載されている方で、合計所得金額が28万円以下の方

※②③に該当し、かつ所得税の確定申告書を提出しない方が、住民税で医療費控除などの所得控除や純損失、雑損失の繰越控除または寄附金税額控除を受ける場合は、住民税申告が必要です。



申告に必要なもの

① 送付された申告書(または「確定申告のお知らせ」はがき)

申告会場と日程・対象地区

| 日程 | 対象地区 |
|----|--------------------------------------|
| 2月 | 16日(木) 港ヶ丘、旭ヶ丘、根三田 |
| | 17日(金) 大小志崎、志崎、神野 |
| | 20日(月) 平井(平井丘を除く)、平井南 |
| | 21日(火) 青塚、棚木 |
| | 22日(水) 豊津地区、中 |
| | 23日(木) 荒井、武井釜 |
| | 24日(金) 豊郷地区、和 |
| | 27日(月) 角折、奈良毛 |
| | 28日(火) 波野地区(宮津台を除く)、荒野 |
| 3月 | 1日(水) 津賀、小山 |
| | 2日(木) 武井 |
| | 3日(金) 宮津台、宮中(宮中団地)、鉢形、鉢形台 |
| | 6日(月) 浜津賀、林 |
| | 7日(火) 高松地区 |
| | 8日(水) 宮中(宮中団地、三笠山、東山を除く)、城山、宮下、緑ヶ丘、厨 |

| 日程 | 対象地区 |
|----|-------------------|
| 3月 | 9日(木) 平井(平井丘)、高天原 |
| | 10日(金) 宮中(三笠山、東山) |
| | 13日(月) |
| | 14日(火) 市内全域 |
| | 15日(水) |

[申告会場] 市役所 3階会議室304

[受付時間] 9:00～11:00、13:00～16:00

○いずれも午前中は大変混み合う傾向にあります。都合のつく方は、午後の時間帯もご利用ください。

○指定日以外でも申告はできますが、混雑緩和のため、できるだけ指定日に申告してください。

○該当する地区がわからない場合には、税務課にお問い合わせください。

※期間中は市役所駐車場の混雑が予想されますので、乗り合わせでの来庁にご協力ください。満車の場合は、鹿嶋勤労文化会館第2駐車場も併せてご利用ください。

※送付されない場合は、申告書は申告会場にもあります。

② 印鑑(朱肉を使うもの)

③ マイナンバーおよび身元を確認できる書類

◇ マイナンバー確認書類

マイナンバーカード、通知カードなど

◇ 身元を確認できる書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、年金手帳、

公的医療保険の被保険者証、源泉徴収票など

④ 収入を証明するもの

◇ 給与・公的年金等収入のある方は、源泉徴収票

◇ 営業等・農業・不動産収入のある方は、収支内訳書

※収支内訳書は必ず事前に作成し、持参してください。

◇ その他の収入のある方は、それぞれ収入や経費が明らかに

なる書類

⑤ 所得控除を計算するために必要な書類

◇ 生命保険料、地震保険料、国民年金保険料などの控除証明書

◇ 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳など

◇ 医療費控除、医療費の明細書

および領収書(補てんされている場合はその金額がわかる書類)

※医療費控除を受ける方は、事前に医療費の明細書(医療を受けた方ごとの領収書の合計金額をまとめたもの)を作成してください。

※所得税の確定申告書を提出する方で、税務署へ口座登録をしていない方は、本人名義の口座が分かるものが必要になります。

◇ 収支内訳書や医療費の明細書は、事前に作成の上、来庁してください。作成していない場合は、受付の順番どおりにならないことがあります。受付時間の縮減のため、事前作成をお願いします。

◇ 最初に、申告会場前にある「受付番号・申告相談票」を取り、待っている間に申告内容の記入をお願いします。

※収支内訳書や医療費の明細書などの書類は、市役所税務課または大野出張所にあります。

◇ 青色申告、土地・建物・株式・先物取引などの譲渡所得(分離課税)、住宅借入金等特別控除(連帯債務で債務割合の不明な方や金融機関などから借入金がない方)、消費税、贈与税など

は、潮来税務署で申告してください。

大野出張所は完成した申告書の受け付けのみ可能です

作成が済んでいる申告書は、次の期間に限り大野出張所で受け付けます。

【提出期間】2月16日(木)～3月9日(木) 8時30分～17時15分

※土・日曜日を除く。

住民税の主な改正点

平成28年1月1日以後に支払われるべき給与等について、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、親族関係書類および送金関係書類を申告時に提出または提示しなければならぬこととされました。

ただし、年末調整時に源泉徴収義務者に提出または提示している場合、申告時は提出不要です。

申告の詳しい内容については、市ホームページをご覧ください。

潮来税務署で申告するもの

青色申告、土地・建物・株式・先物取引などの譲渡所得(分離課税)、住宅借入金等特別控除(連帯債務で債務割合の不明な方や金融機関などから借入金がない方)

平成28年1月1日以後に支払われるべき給与等について、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、親族関係書類および送金関係書類を申告時に提出または提示しなければならぬこととされました。

ただし、年末調整時に源泉徴収義務者に提出または提示している場合、申告時は提出不要です。

申告の詳しい内容については、市ホームページをご覧ください。

所得税について

66-6931

住民税について

市税務課

平成28年分所得申告参考資料を送付しました

平成28年中に納付した国民健康保険税の参考資料を、1月25日に鹿嶋市国民健康保険の加入者へ発送しました。平成28年分の所得税確定申告または住民税の所得申告にご使用ください。

なお、特別徴収(年金天引き)された納付額は含まれていませんのでご注意ください(日本年金機構から郵送される公的年金等源泉徴収票に記載されています)。

国保年金課

子育て支援課

子育て支援課

子育て支援課

子育て支援課

子育て支援課

子育て支援課

農業者の皆さんへ

青色申告に取り組んでみませんか

青色申告をすると自分の経営状態を客観的につかむことができ、また税制上のメリットもあります。



新たに青色申告を始める個人の場合、平成29年3月15日までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出することで、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます。

なお、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

詳しくは、下記にお問い合わせください。

関東農政局茨城県拠点 地方参事官室
☎ 029-221-2184 (代表)

平成28年分所得申告参考資料を送付しました

平成28年中に納付した国民健康保険税の参考資料を、1月25日に鹿嶋市国民健康保険の加入者へ発送しました。平成28年分の所得税確定申告または住民税の所得申告にご使用ください。

なお、特別徴収(年金天引き)された納付額は含まれていませんのでご注意ください(日本年金機構から郵送される公的年金等源泉徴収票に記載されています)。

国保年金課

子宝手当を受給した方は所得の申告が必要です

市が支給する子宝手当は、税制上の雑所得となるため、確定申告または住民税申告が必要です。

申告に必要な「鹿嶋市子宝手当支給額証明書」を、1月27日に平成28年中の子宝手当受給者へ発送しましたので、同封の通知を確認し、必ず所得の申告をお願いします。

子育て支援課